

1 NPO法人成立以降の手続一覧

NPO 法人としてスタートした後、法人運営を行っていく中で、所轄庁への認証申請や届出などが必要となってきます。手続に抜かりがないように注意してください。

手続の種類	概要	手続	参照ページ
事業報告書等	毎事業年度終了後3か月以内に提出	提出	43 ページ
役員変更	役員に関して変更事項（新任、再任、住所変更等）があった場合	届出	72 ページ
定款変更	定款に変更が生じた場合 （事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない場合）、 役員の定数、資産に関する事項、会計に関する事項、 事業年度、解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に 係るものを除く。）、公告の方法の変更だけは、届出 になります。）	認証申請	74 ページ
	定款変更のうち 1 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない場合） 2 役員の定数 3 資産に関する事項 4 会計に関する事項 5 事業年度 6 解散に関する事項 （残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。） 7 公告の方法 の変更	届出	77 ページ
定款変更 登記完了	定款変更に係る登記を行った場合	届出	76・78 ページ
合併	他のNPO 法人と合併する場合	認証申請	82 ページ
合併登記完了	合併の認証を受け、登記を行った場合	届出	83 ページ
解散	解散事由が「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の 不能」による解散の場合	認定申請	84 ページ
	解散事由が、 （1 社員総会の決議 2 定款で定めた解散事由の発生 3 社員の欠亡 4 破産手続開始の決定 ） の場合	届出	84 ページ
清算人の就任	NPO 法人の解散（合併及び破産手続開始の決定による解散は 除く）による清算人の就任の場合	届出	84 ページ
残余財産譲渡	定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない場合	認証申請	85 ページ
清算終了	清算が終了した場合	届出	85 ページ

※変更登記（91 ページ参照）

登記事項の変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、変更の手続をしなければなりません。